

南知多町污水適正処理構想（案）

平成30年度

愛知県南知多町

目 次

第1章 「汚水適正処理構想」について	2
1. 「汚水適正処理構想」とは	2
2. 「汚水適正処理構想」の経過	2
表1 汚水適正処理構想の履歴	3
3. 構想の策定方法	4
第2章 南知多町の汚水処理の現状と課題	5
1. 整備状況	5
2. 現状における課題	5
第3章 汚水適正処理構想見直し結果	6
第4章 今後の方針	7
1. 汚水処理施設整備に向けて	7
汚水適正処理構想図（案）	8

第1章 「汚水適正処理構想」について

1. 「汚水適正処理構想」とは

「汚水適正処理構想」は、快適な生活環境づくりや良質な水環境づくりのため、汚水処理施設の未普及地域の解消を目的として、各市町村が、市街地や農山漁村地域を含めた市町村全域の汚水処理施設の整備を計画的、効果的に実施していくために策定するものです。

本構想は、汚水処理方法を選定するにあたり、経済比較を基本としつつ、地域特性や地域住民の意向を踏まえ、本町が作成するものです。

2. 「汚水適正処理構想」の経過

本町では、平成7年度に町内全域を対象とする汚水処理施設の整備区域、整備手法、整備スケジュール等を定めた汚水処理施設の整備に関する総合的な汚水適正処理構想を策定しました。

平成15年度には、費用関数や施設の耐用年数の見直しなど第1回目の改定を行いました。

第2回目の改定においては、人口減少など社会情勢の変化を反映させるなど、汚水処理施設の未普及地域を早期解消するため、「全県域汚水適正構想策定マニュアル（平成22年4月）」に基づき、構想の見直しを行いました。

第3回目の改定においては、国土交通省・農林水産省・環境省が平成26年1月に作成した「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（以下、「H26.1 都道府県構想策定マニュアル」）に基づき「南知多町汚水適正処理構想」の見直しを行いました。

今回の変更は、前回の改定における今後の方針に基づき、本町の財政負担等の経済比較を含めた下水道の事業化検討を行った結果により、「南知多町汚水適正処理構想」の見直しを行います。

（次ページに表1 汚水適正処理構想の履歴を示します。）

表1 汚水適正処理構想の履歴

回数	県マニュアル 策定年度	構想 策定年度	目的
当初	平成6	平成7	計画的・効率的な汚水処理のあるべき姿を示す。
第1回改定	平成14	平成15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用関数の見直し ・ 施設の耐用年数の見直し
第2回改定	平成21	平成22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少など社会情勢の変化の反映 ・ 汚水処理施設間の連携強化 ・ 住民意向の把握 ・ 費用関数の見直し ・ 市町村合併の反映
第3回改定	平成26	平成28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少など社会情勢の変化の反映 ・ 住民意向の把握 ・ 費用関数の見直し ・ 汚水処理未整備区域の整備手法の策定 ・ 既整備区域、運営管理計画の策定
変更（今回）	平成26	平成30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少など社会情勢の変化の反映 ・ 住民意向の把握 ・ 汚水処理未整備区域の整備手法の策定

3. 構想の策定方法

本構想は、以下の項目の調査検討作業を行うことにより策定します。

- ①基礎調査、②検討単位区域の設定、③処理区域の設定、④整備・運営管理手法の選定
- ⑤整備計画の方針の設定、⑥住民意向の把握、⑦住民への公表

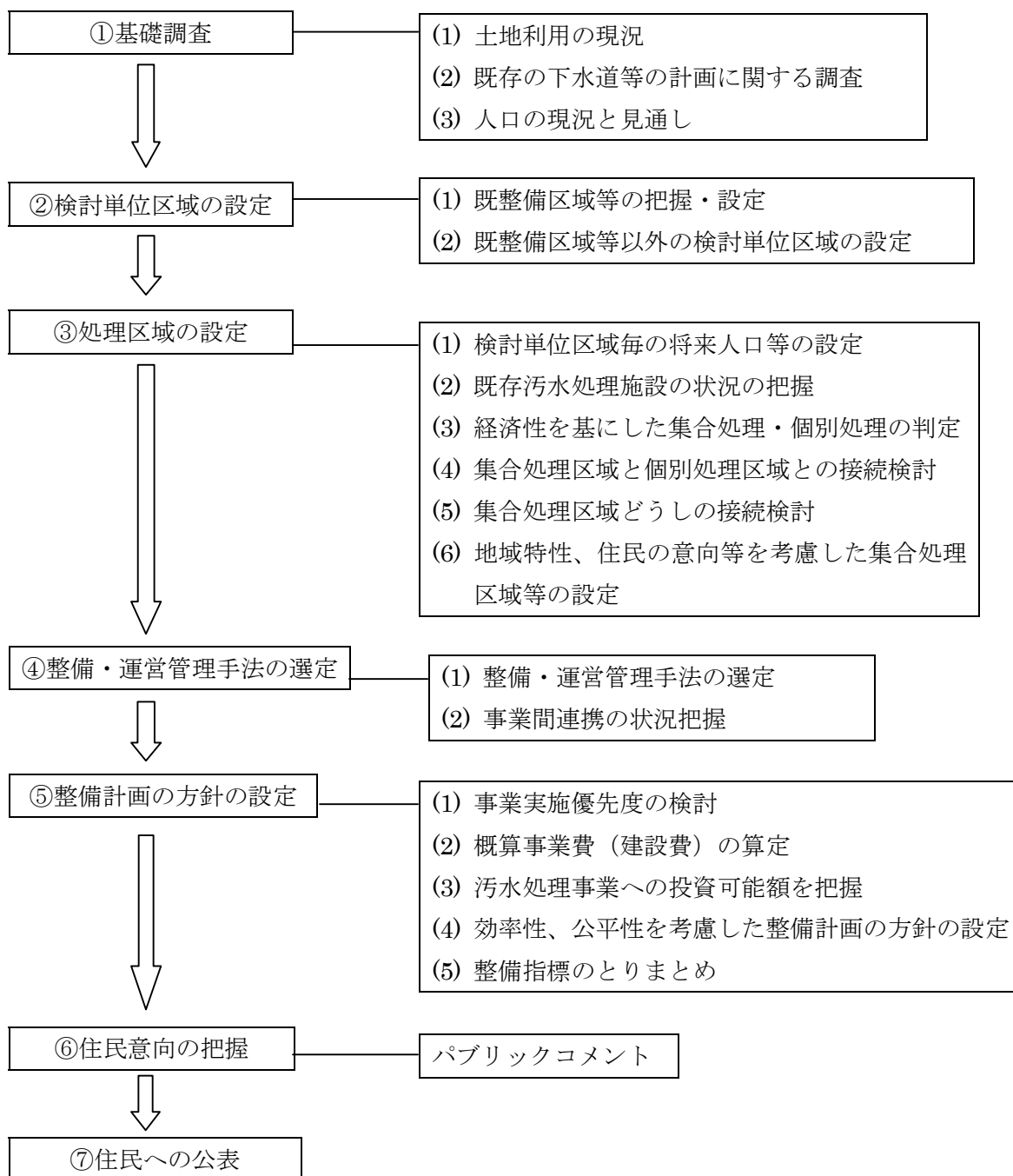


図1 汚水適正処理構想策定フロー

第2章 南知多町の汚水処理の現状と課題

1. 整備状況

南知多町の汚水処理人口普及率(注1)は、平成28年度末において35.8%であり、整備手法別では、漁業集落排水10.5%、合併処理浄化槽等による個別処理25.3%であり、愛知県平均89.8%を大きく下回ります。

(注1) 汚水処理人口普及率： 下水道、漁業集落排水施設等、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラントの汚水処理施設の整備(接続可能)人口を各市町村の行政人口(住民基本台帳人口)で除した指標(単独浄化槽による処理人口を除く。)

2. 現状における課題

① 水処理の普及・促進

町の汚水処理人口普及率(35.8%)は、全国平均(90.4%)や愛知県平均(89.8%)に比べ、大変遅れています。平成13年4月に浄化槽法の改正が行われ、単独浄化槽の新たな設置は禁止されましたが、合併浄化槽への転換が進まず、多くの単独浄化槽が残る状況にあります。このため、町民が衛生的で快適な生活を送り、また、公共用水域の水質保全を図るために、汚水処理施設を早急に整備する必要があります。

② 人口減少・高齢化社会に向けた対応

本町の人口は、平成27年10月の国勢調査人口(18,707人)から全県域汚水適正処理構想の目標年次とする平成42年末(2030年)の人口推計値は13,365人となり、大幅に人口減少、高齢化、単身世帯化が進むと推測されています。(国立社会保障・人口問題研究所資料2018年3月推計より)

③ 厳しい財政事情

現在、本町の財政事情は厳しい状況にありますが、今後は、人口減少により、町の財政もより一層厳しくなることが想定されます。そのため、これまで以上に町の財政負担の少ない経済的かつ効果的な汚水処理施設整備が求められます。

第3章 汚水適正処理構想見直し結果

本町の汚水適正処理構想（案）は表2のとおり日間賀島地域については漁業集落排水による汚水処理を選定する結果となりました。それ以外の地域については、浄化槽区域となり集合処理区域面積が減少しました。地域における汚水適正処理構想図（案）を図2に示します。

表2 汚水処理施設調書

項 目		見直し前				見直し後				増 減		
計画目標年次 (西暦)		平成 42 年 (2030 年)										
行政人口 (人)		15,024 (2013 年社人研推計)				13,365 (2018 年社人研推計)				△1,659		
区 分		処理 区数 (箇所)	処理区名	整備 面積 (ha)	処理 人口 (人)	処理 区数 (箇所)	処理区名	整備 面積 (ha)	処理 人口 (人)	処理 区数 (箇所)	整備 面積 (ha)	処理 人口 (人)
下水道 (集合)	単独公共 下水道事業	1	南知多処理区 (内海・山海・豊浜・豊丘 ・大井・片名・師崎)	476.7	11,447					△1	△476.7	△11,447
集落排水 (集合)	農業集落 排水事業											
	漁業集落 排水事業	2	篠島処理区 日間賀島処理区(実施済)	66.0	2,927	1	日間賀島処理区 (実施済)	33.0	1,406	△1	△33.0	△1,521
	集落排水計	2		66.0	2,927	1		33.0	1,406	△1	△33.0	△1,521
浄化槽 (個別)	合併処理 浄化槽	あり		3,294.3	650	あり		3,804.0	11,959		509.7	11,309

第4章 今後の方針

1. 汚水処理施設整備に向けて

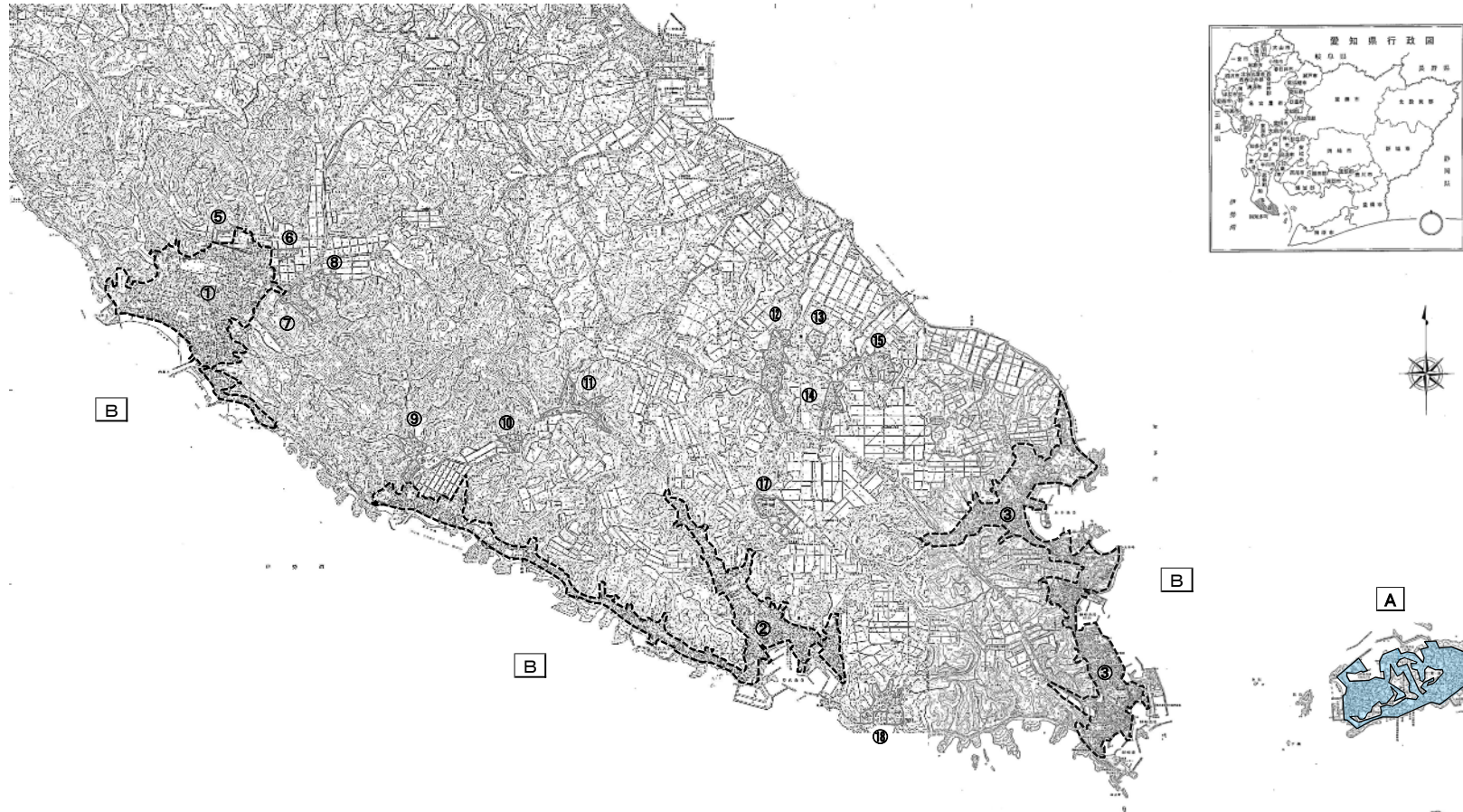
本町においては、公共用水域の水質保全、生活環境の改善、並びに漁業・観光の振興の観点から、平成3年度に「南知多町公共下水道計画に係わる基礎調査」を実施し、各地域の特性、事業採択条件等から、公共下水道事業、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業による生活排水処理事業構想が策定されています。

このうち、日間賀島においては、平成8年度に漁業集落環境整備事業が採択され、平成15年8月に一部供用開始し、平成16年4月より全面供用開始しているところであります。

今回の見直しにあたっては、経済性等を総合的に勘案し、本町の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法を選定したうえで、本町における最適な生活排水処理事業構想の検討を行いました。

その結果、人口減少による使用料収入の減少により事業運営に係る経営環境も厳しさを増すことが想定され、町財政が逼迫している状況のもと集合処理を実施することは困難と判断し、本町としては、今後、個別処理（合併処理浄化槽）において汚水処理を実施していくものであります。

図2 污水適正処理構想図(案)



事業名	色	記号
単独公共下水道	橙	
漁業集落排水	水色	
合併浄化槽(個別処理)	白	
既整備区域(～H25年度末)	黒枠	
整備予定区域(H26～H37年度末)	橙枠	
整備予定区域(H26～H42年度末)	赤枠	
市街化区域	黒太破線	

南知多町					
処理区名	区域番号	面積 (ha)	人口(人)		
			現況 (H25年末)	計画 (H42年末)	
日間賀島処理区	A	33.0	2,044	1,406	
南知多処理区	B ①②③⑤⑥⑦⑧⑨ ⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑰⑱	476.7	14,828	0	
篠島処理区	C ④	33.0	1,773	0	
小計	—	542.7	18,645	1,406	
個別処理区域	—	3,294.3	945	11,959	
合計	—	3,837.0	19,590	13,365	